

中央省庁業務継続計画の策定状況について

1. 経緯と策定状況

首都直下地震対策大綱
(平成17年9月中央防災会議決定)

首都中枢機関は発災時に機能継続性を確保するための計画として業務継続計画を策定することを規定

平成19年6月 中央防災会議

- 内閣府が中央省庁業務継続ガイドラインを作成
- 各省庁が業務継続計画を策定することを確認
- 総理大臣からも積極的に取組むよう指示

業務継続計画の策定状況

全ての中央省庁*において策定

* 全ての指定行政機関(災害対策基本法第2条第3号の規定により内閣総理大臣が指定する行政機関)

2. 業務継続計画のポイント

発災後の状況の想定

- ・被災状況の想定
- ・自省庁における被災状況と参集可能人数についての想定

業務影響分析

業務中断や業務の実施の遅れに伴う影響の重大性を業務毎に評価

基本的な評価区分

| | |
|--------|---------|
| 影響の重大性 | V 甚大 |
| | IV 大きい |
| | III 中程度 |
| | II 小さい |
| | I 軽微 |

非常時優先業務の選定と目標時間・目標レベルの設定

- 応急対策業務(例)
 - 内閣府: 緊急災害対策本部事務局の運営
 - 警察庁: 警察広域緊急援助隊等の派遣
 - 消防庁: 緊急消防援助隊による応援の指示・調整
 - 防衛省: 自衛隊部隊派遣の開始
- 継続の優先度が高い通常業務(例)
 - 法務省: 戸籍事務に関する指導・監督
 - 財務省: 輸出入通関関連業務
 - 厚労省: 年金、失業等給付金等の支給業務
 - 経産省: 原子力防災機能の確保
 - 国交省: 航空機の運航に関する許可、命令等

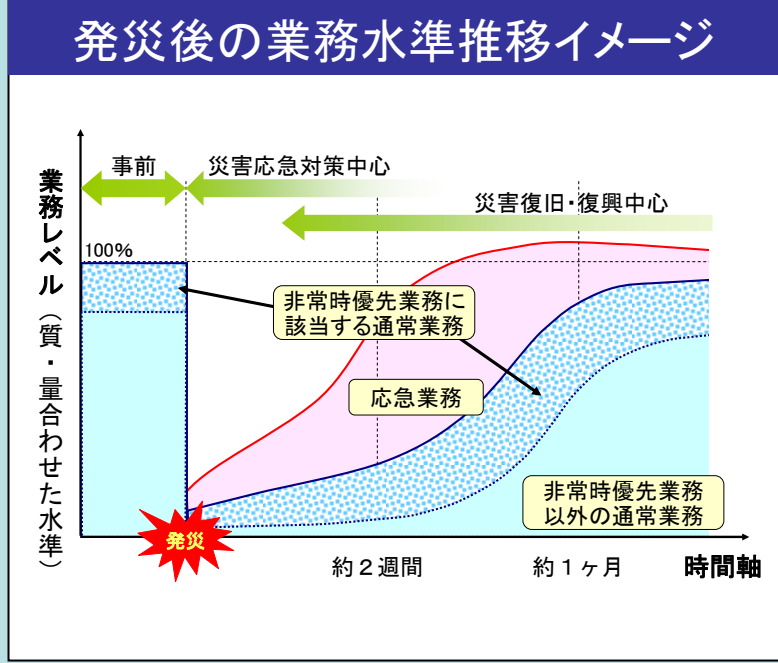
業務プロセスと必要資源の分析

- 資源の確保状況の確認と必要資源の分析
- 被災状況下における業務プロセスの分析

地震で利用可能資源に制約がある条件下での、初動対応から、目標とする業務の実施に至るまでの仕事の流れや必要資源を把握

具体的対応の検討

- ① 非常時の対応計画の検討**
 - 人的資源等の割当の優先度に関する検討
 - 代替拠点への移行計画に関する検討
 - 通常体制への復帰計画の検討
 - その他
 - ・安否確認、職場内被災者対応
 - ・来庁者への対応
- ② 対策の検討** [すぐ実行できる対策はすぐ実施]
 - 指揮命令系統の確立
 - 代替拠点整備、庁舎の耐震補強等
 - 重要データ類の保全等
 - 電源、通信、トイレ等の確保
 - 飲料水、食糧等の備蓄
- ③ 訓練・教育**



業務継続計画の決定

業務継続計画の運用

点検・是正